

公的資金の運営・管理体制に関する規則

平成 26 年 10 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、国、地方公共団体またはその外郭団体等から慶應義塾（以下、「義塾」という。）に交付される公的資金（以下、「公的資金」という。）に関する義塾の運営・管理体制について定めることを目的とする。

(最高管理責任者)

第 2 条 ① 義塾は、公的資金の運営・管理について義塾全体を統括する最高管理責任者を置き、塾長をこれに充てる。

② 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために、必要な予算や人員配置等の措置を講じる。また、以下に規定する統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が、責任をもって公的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第 3 条 ① 義塾は、最高管理責任者を補佐し、公的資金の運営・管理について義塾全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、研究担当常任理事をこれに充てる。

② 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、義塾全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第 4 条 ① 義塾は、部門における公的資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、次の者をこれに充てる。

- 1 大学各学部長
- 2 大学院各研究科委員長
- 3 各研究所長および研究所に準ずる組織の責任者
- 4 大学病院長
- 5 一貫教育校および外国語学校の各校代表責任者

なお、上記 1～5 号を総称して、「学部長等」という。

6 以下の場合、次の者をコンプライアンス推進責任者とする。

ア 新川崎先端研究教育連携スクエアにおいて、学部・研究科等に所属しない者の場合は、連携スクエア長

イ 鶴岡先端研究教育連携スクエアにおいては、先端生命科学研究所長

ウ 先導研究センターにおいては、先導研究センター所長

エ 義塾において、日本学術振興会特別研究員等義塾が雇用しない者が研究に従事する場合は、当該研究員等を受け入れた教員が所属する部門の学部長等

7 職員部門においては、所属する地区における各キャンパスの事務長。ただし、三田地区においては総務部長、信濃町地区の病院においては病院事務局長

- ③ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督または指導する部門等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。また、不正防止を図るため、部門等において、公的資金の運営・管理に関わるすべての教職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況および理解度について把握するとともに、誓約書を徴取する。さらに、教職員等が適切に公的資金の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- ④ 各部門等のコンプライアンス推進責任者は、前項の役割の実効性を確保する観点から、複数名の副責任者を任命し、部門単位で責任の範囲を区分することができる。

(研究活動に関するコンプライアンス検討委員会の設置)

第5条 ① 義塾における公的資金の運営・管理に関する事項について審議するため、統括管理責任者の下に、研究活動に関するコンプライアンス検討委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次の者をもって構成する。

- 1 統括管理責任者（委員長）
- 2 塾監局長
- 3 総務部長
- 4 人事部長
- 5 経理部長
- 6 管財部長
- 7 学生部事務長
- 8 業務監査室長
- 9 学術研究支援部長
- 10 その他、委員会が必要と認めた者

③ 委員会は、公的資金の不正使用防止を目的として、不正発生要因の把握、改善策の検討、不正防止計画の策定等、不正防止に向けた施策・計画の企画・立案推進等を行う。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、学術研究支援部が行う。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、統括管理責任者の発議に基づき、委員会の議を経て塾長が決定する。

附 則

この規則は、平成26年10月24日から施行する。